

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 7 月29日
【会社名】	三井造船株式会社
【英訳名】	Mitsui Engineering & Shipbuilding Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 孝雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号
【電話番号】	03(3544)3225
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 塩見 裕一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号
【電話番号】	03(3544)3225
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 塩見 裕一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該事象の発生年月日
平成28年7月29日

2. 当該事象の内容

当社の連結子会社で建造中の海洋支援船について、前年度に設計変更や後戻り作業が発生し、当社としても大幅な納期遅延を防止すべく、全社的な建造協力体制を組み、設計・調達・工程の各方面における支援を行い、4隻のうちの2隻を当社で分担建造するなど、引き渡しに向けて建造作業を進めてまいりました。しかしながら1番船の建造終盤の段階で新たな手直し等による後戻り作業が発生し、ふたたび納期を変更せざるを得ない状況が生じたので、これによる追加コストを織り込み、並行して建造中の3隻についても同様の追加損失の発生を見込むこととし、受注工事損失引当金繰入額を含めた約55億円の損失を計上いたしました。

また、子会社における損失の計上に伴い、当社個別決算において、当該子会社に係る関係会社株式評価損及び関係会社事業損失引当金繰入額を特別損失として計上いたしました。

3. 当該事象の損益に与える影響額

平成29年3月期第1四半期の個別決算において、関係会社株式評価損22億円及び関係会社事業損失引当金繰入額20億円を特別損失として計上いたしました。なお、関係会社株式評価損及び関係会社事業損失引当金繰入額は、連結決算では消去されるため連結損益には影響いたしません。

連結決算においては、子会社における追加コストとして約55億円の損失（売上原価）を計上いたしました。

以 上